

表5 サイクロトロンの稼働時間(日数)

年度	PET	PIXE	RI合成	開発・調整	合計	(日数)
H1	0	0	0	25	25	10
H2	0	164	43	115	322	132
H3	4	496	66	82	648	174
H4	63	905	39	39	1046	203
H5	130	1168	25	10	1333	199
H6	188	964	33	18	1204	194
H7	173	1090	32	11	1306	198
H8	181	1040	13	4	1237	182
H9	178	1178	15	7	1377	194
H10	184	1129	5	17	1335	183
H11	150	1043	12	15	1219	187
H12	181	991	4	9	1186	177
H13	167	1139	2	9	1317	177

表6 平成13年度 PET検査件数

¹⁸ F-FDG	2 口外科	48	129
	歯科放射線科	36	
	整形外科	16	
	3 内科	11	
	3 外科	10	
	放射線科	8	
¹⁵ O-Gas + 水	神経内科	30	61
	脳外科	21	
	精神神経科	10	
¹¹ C-FMZ	1 内科	14	27
	脳外科	13	
¹³ N-NH ₃	県立中央病院		9
¹¹ C-NMSP + ¹⁵ O-水	神経内科		6
¹⁵ O-水	神経内科		1
合計			233

6 放射線管理

平成13年度の放射線管理は、関係法令を遵守し、良好な管理がおこなわれた。

放射線業務従事者

平成13年度の所属事業所別の放射線業務従事者数を表7に示す。

表 7 平成 13 年度 放射線業務従事者

日本アイソトープ協会	5名
岩手医科大学	30名
北里大学	3名
東北大学	3名
筑波大学	3名
京都大学	1名
石巻専修大学	1名
武蔵大学	1名
岩手県立中央病院	3名
高エネ加速器研	1名
ピュアレックス	1名
島津製作所システムズ 東日本	1名
東京電子	3名
住友重機	1名
住友試験検査	1名
合計	58名

表 8 平成 13 年度 教育訓練実施状況

4月	再教育	岩手医大	5名
	再教育	R I 協会 岩手医大	5名 21名
	立入前	岩手医大 県立中央病院 盛岡赤十字病院	1名 2名 1名
随時	予防規定のみ	11回	19名
	所属機関で実施		8名
合計			62名
うち4名は登録せず			

教育・訓練

NMCC でおこなった平成 13 年度放射線障害防止法に基づく教育・訓練の実施状況を表 8 に示す。

健康診断

NMCC 所属の放射線業務従事者については、放射線障害防止法に基づく健康診断を年 1 回、労働安全衛生法電離則に基づく健康診断を年 2 回（1 回は放射線障害防止法の健康診断と重複）実施した。なお、関係法令に基づく健康診断省略条件に合致する場合は、規則に定める手続きを経てその一部または全部を省略した。NMCC に所属しない放射線業務従事者については、所属事業所が放射線障害防止法に基づく放射線業務従事者の健康診断を実施し、その結果の写しを NMCC に提出している。なお、健康診断の結果、放射線を原因とする異常は認められなかった。

放射線業務従事者の被ばく

岩手医科大学サイクロトンセンター職員を含む NMCC 所属の放射線業務従事者の外部被ばく線量は、ルクセルバッジ、ガラスバッジ、リングバッジ等およびポケット線量計によって測定した。NMCC に所属しない放射線業務従事者の NMCC における外部被ばく線量はルクセルバッジまたはポケット線量計を用いて測定した。また、内部被ばく線量は計算の結果全て記録レベル以下であった。平成 13 年度における放射線業務従事者の実効線量および等価線量のレベル分布を表 9 に示す。実効線量および等価線量とも全て法令に定める線量限度以下であった。

表9 平成13年度 個人線量年度累計値

実効線量 (50mSv)	1mSv 以下	54 名
	1mSv を超え 5mSv 以下	4 名
	計	58 名
等価線量		
水晶体 (150mSv)	1mSv 以下	54 名
	1mSv を超え 5mSv 以下	4 名
	計	58 名
皮膚 (500mSv)	1mSv 以下	50 名
	1mSv を超え 5mSv 以下	6 名
	5mSv を超え 25mSv 以下	1 名
	25mSv を超え 50mSv 以下	1 名
	計	58 名
妊娠中女子腹部表面 (2mSv/妊娠期間中)	1mSv 以下	0 名
	1mSv を超え 2mSv 以下	0 名
	計	0 名

場所の測定

放射線の量の測定および放射性同位元素による汚染の状況の測定を放射線障害防止法に基づき実施した。いずれも法令に定める基準値以下であった。

排気・排水中の放射能濃度

排気・排水中の放射能濃度の測定を放射線障害防止法に基づき実施した。いずれも法令に定める濃度限度以下であった。